くん蒸により農薬の使用を予定されている皆様へ
農薬使用計画書の提出にあたって

新規（当初）農薬使用計画書

〇農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者は除く。）は、くん蒸により農薬を使用しようとするときには、毎年度、使用しようとする最初の日までに、農薬使用計画書を提出する必要があります。

変更農薬使用計画書

〇新規（当初）計画書に変更が生じた場合、変更農薬使用計画書を提出する必要があります。

農薬使用計画書の提出にあたって

〇メールでの提出も可能です。
〇作成にあたって不明な点等ございましたら、下記の問合せ先にご連絡下さい。

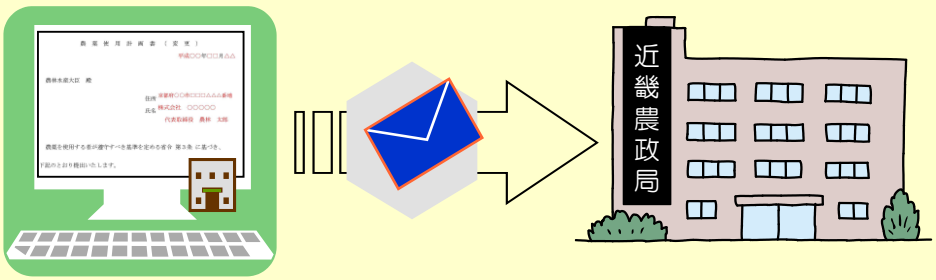

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

（くん蒸による農薬の使用）
第3条　農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）は、くん蒸により農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。
これを変更しようとするときも、同様とする。
1 当該農薬使用者の氏名及び住所
2 当該年度のくん蒸による農薬の使用計画

提出・問い合わせ先

農林水産省近畿農政局消費・安全部農産安全管理課　TEL　075－451－9161（内線2284、2292）
京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
【メールアドレス】
計画書提出先：n_keikaku_kinki@maff.go.jp
問い合わせ先：kinki_nouyaku_madokuchi@maff.go.jp
【ホームページ】　農薬使用計画書の提出について
詳しい内容は　農薬使用計画書　近畿農政局　検索
http://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/mn/noutiku/noyakukeikaku.html